生活・産業

1 国際金融・経済都市の実現【最重点】

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・ 経済産業省・国土交通省)

(都所管局 戦略政策情報推進本部・総務局・財務局・産業労働局)

東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くための都の抜本的な 取組を支援するとともに、東京の「稼ぐ力」の強化に向けた「Society 5.0」実現加速化のための支援を行うこと。

<現状・課題>

都では、平成29年11月に「「国際金融都市・東京」構想~「東京版金融ビッグバン」の実現へ~」を策定し、現在は構想に掲げる施策の具体化をスピード感を持って推進している。

また、東京の「稼ぐ力」の中核となる第4次産業革命技術に関する都独自の「Society5.0」社会実装モデルの構築に向けた検討を今年度から行っている。

東京が世界に冠たる国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国や民間の関係事業者が三者一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

- (1)経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society5.0」を 実現するため、安全面に配慮した官民連携の開放型データプラットフォーム の構築や次世代モビリティサービスの実現などを支援すること。
- (2) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入 促進のため、法人税の軽減などを行うこと。
- (3) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、平成30年度に 新たに導入した東京版EMP (新興資産運用業者育成プログラム)によって 育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系 企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリ ー」に引き続き取り組むこと。
- (4) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBTの方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
 - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、 特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現 すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。

- ④ 外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への賃金支払を可能とする労働基準法上の特例を創設すること。
- ⑤ 家事支援外国人受入事業について、受入人材の在留期間の延長、サービス提供地域の拡大の制度拡充を実現すること。
- (5) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
 - ① 外国人美容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (6) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成手法や効果的な広報・意識啓発手法、国際仲裁施設整備の在り方等を検討の上、必要な措置を講じること。
- (7) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。

2 地方消費生活行政の財源確保

(提案要求先 消費者庁) (都所管局 生活文化局)

地方消費生活行政において積極的な取組を行うために、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

<現状・課題>

現状、国は、平成29年度までに開始した消費者行政の充実・強化に関する事業の経費について、最長で平成39年度までは「地方消費者行政強化交付金(推進事業)」により財政支援を行うこととしている。

しかし、平成40年度以降に財政支援が行われないことになると、これまで充実させてきた消費生活相談事業や消費者被害防止のための地域における高齢者の見守りの取組強化といった区市町村の事業継続が困難になる恐れがある。

加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットやSNSの普及などの社会環境の変化に伴う新たな消費者被害にも対応していく必要がある。

また、国は、平成30年度以降に開始される事業について、「地方消費者行政強化交付金(強化事業)」により財政支援を行うこととしているが、これまでの「地方消費者行政推進交付金」と比べて、使途が限定的であり、補助率も2分の1(一定の水準を満たさない場合は3分の1)となっている。さらに、国の予算額も、平成30年度以降削減されていることから、このような状況が続くと現行の事業が維持できず、地方消費者行政の後退を招く可能性がある。

<具体的要求内容>

地方消費生活行政推進のために、平成29年度までと同等以上の財政支援を行うとともに、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

3 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁) (都所管局 生活文化局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。

都は、平成27年3月に芸術文化振興の基本指針となる「東京文化ビジョン」 を策定した。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)に向けて、多彩な文化拠点の魅力向上により芸術文化都市としての発信力を強化するとともに、アール・ブリュット等の普及推進や新たな現代美術の賞の創設など、多岐にわたる芸術文化活動を積極的に展開することにより、世界のどこにもない文化都市を目指している。

国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」 の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理 解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げている。

一方で、東京 2020 大会に向けて、都内のホール及び劇場の改修が相次ぐことで、日本の芸術文化の魅力を発信する拠点が失われるという問題も抱えている。この問題を、首都圏を始め全国が一体となって解決すべく、国に対して平成 2 8 年 3 月に緊急要望を出すとともに、都は、平成 2 9 年 3 月にホール・劇場等問題への対応として「ホール・劇場等施設のあり方」を取りまとめた。

引き続き、これらの政策を実現するとともに、東京の特色である文化資源や人 材の集中・集積を最大限に活用した実効性のある取組を進めていく必要がある。

- (1) 東京 2020 大会に向けて、都や大会組織委員会などが取り組む様々なプロジェクトに対し、積極的な支援を行うこと。
- (2) 上野「文化の杜」新構想など、地域の核となる文化拠点等において、優れた文化芸術が創造され、東京の魅力となって国内外に広く発信されるよう、それぞれの拠点の魅力強化策の推進に必要な支援を引き続き行うこと。 また、国公立、民間の文化施設間の連携推進についても積極的な支援を行うこと。
- (3) 舞台芸術を中心にあらゆる分野の芸術を集結させた都市型総合芸術祭など、 東京全体としての演出を行う芸術分野の壁を越えたフェスティバルを構築す る取組に対し、積極的な支援を引き続き行うこと。

- (4) 多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- (5) アール・ブリュット等の拠点形成や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加 を促すNPO等の活動に対する支援など、文化の面でバリアフリーな都市を 目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (7) 都内ホール・劇場等に関する問題については、都と連携しながら引き続き 必要な支援を行うこと。

4 MICE推進施策の強化【最重点】

(提案要求先 観光庁) (都所管局 産業労働局)

- (1) 国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を拡大すること。
- (2) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化すること。
- (3) MICE推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニューの活用促進を図ること。

<現状・課題>

MICEの誘致を巡る国際的な競争が激化する中、シンガポールやソウルなどアジアの競合都市では、国家戦略として大規模MICE施設の整備を進めるとともに、誘致・開催に向けた支援や海外プロモーション活動の強化を図り、誘致競争力を高めている。

こうした状況を受け、都では、平成27年7月に「東京都MICE誘致戦略」 を策定し、更なるMICE誘致に向けた取組を進めてきた。

今後、海外都市との誘致競争に勝ち抜き、国内でのMICE開催を増やしていくためには、国と自治体が連携して国際会議等の開催を後押しする経費助成などの支援制度を拡大していくことが必要である。

また、国際団体等との連携を一層深化させ、グローバルトレンドや競合国の動向など誘致競争を有利に進めるための情報を収集・分析し、マーケティング戦略を強化していくことが求められる。

さらに、次代のMICE業界を担う専門人材の確保・育成を図るほか、特に国際会議誘致のキーパーソンとなる大学教員等にとって、誘致活動がインセンティブとなるような仕組みを構築するなど、MICE推進に係る基盤整備を図ることが肝要である。

加えて、各地域が連携してユニークベニューの活用促進に向けた取組を進めることで、その利活用について全国的な機運醸成を図ることが重要である。

- (1) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費に対する助 成などの支援制度を拡大すること。
- (2) MICEに関連する国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を 図り、必要な情報収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するこ と。
- (3) 若い世代に対するMICE業界への理解促進を図るとともに、大学教員等

が行う国際会議の誘致活動等の取組を適正に評価するなど、MICE推進に 係る基盤整備に向けて、関係府省庁への働きかけを行うこと。

(4) ユニークベニューについて、各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう全国的な機運醸成を図り、MICE誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上に繋げていくこと。

5 統合型リゾート(IR)整備に伴う制度構築の着 実な実施

(提案要求先 内閣官房) (都所管局 港湾局・産業労働局)

統合型リゾート(IR)の整備に伴う制度構築を着実に行うこと。

<現状・課題>

平成30年7月に特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)が成立し、MICE施設、魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設、カジノ施設等を含む統合型リゾート(IR)が日本に導入されることとなった。

IRは、世界水準のエンターテイメントとして、日本の経済成長や観光振興を 後押しすることが期待される一方で、ギャンブル等依存症、青少年育成への悪影響、マネーロンダリング等の懸念の声もある。

地方自治体におけるIRの導入手続に当たっては、立地区市町村の同意や公聴会の開催等、地域の合意形成を重視する内容となっている。したがって、今後、国において基本方針やカジノ管理委員会規則等の詳細な制度構築を行う際には、懸念にしっかりと対応し、適切な情報提供を行う必要がある。

- (1) ギャンブル等依存症対策、青少年の健全育成、マネーロンダリング対策等 の社会的影響に対する万全な対策を講じること。
- (2) 特定複合観光施設区域整備法に基づく詳細な制度構築に当たっては、地方 自治体に対して早期に適切な情報提供を行うこと。

6 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和 【最重点】

(提案要求先 法務省・外務省・観光庁) (都所管局 産業労働局)

- (1) 観光目的で来訪する外国人旅行者に対し査証発給要件の緩和 措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時に 観光目的で来訪する外国人旅行者に対して、査証発給要件の緩 和措置を行うこと。

<現状・課題>

外国人旅行者に対する査証については、これまで段階的に発給要件が緩和されてきたが、多くの国・地域において依然として査証の取得が必要である。

いよいよ開催まであと1年に迫った東京 2020 大会の開催時には、様々な国・地域から旅行者が訪れることが予想される。東京 2020 大会を契機として多くの外国人旅行者を受け入れるとともに、その後の観光振興につなげていくためにも、東京に世界からの注目が集まるこの機会を生かした取組を展開することが重要である。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めている。都においても、2020年に2,500万人の訪都外国人旅行者数を目指しており、PRIME 観光都市・東京(東京都観光産業振興実行プラン)においては、市場別の目標も定めており、東京 2020 大会開催の契機も捉えながら、着実に査証発給要件の緩和措置を実現する必要がある。

- (1) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、観光目的で来訪する旅行者 に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行 う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 大会の開催を契機として多くの外国人旅行者を受け入れ、その効果を全国へ波及させるため、大会開催時に来訪する外国人旅行者に対する短期滞在査証の免除措置や申請手続の簡素化など、大会の開催に合わせた査証発給要件の緩和措置を行うこと。

7 外国人の受入環境の整備促進【最重点】

1 外国人旅行者の受入環境整備の拡充

(提案要求先 国土交通省・観光庁) (都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者が利用しやすい無料の公衆無線LAN等の整備 を推進すること。
- (2) 免税販売手続に関して、外国人旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (3) 外国人旅行者の利便性を高める公共交通機関等の共通パス等の発行・普及に向けた取組を推進すること。
- (4) 外国人旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境の整備を推進すること。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まであと1年と迫り、 今後、東京に対する世界からの注目が更に高まることが予想される。外国人旅行 者の関心やニーズの高まりを実際の訪都旅行へつなげるとともに、滞在時の満足 度を高め、再来訪や更なる誘致を推進する上で、外国人旅行者に対する受入環境 の整備が一層重要となっている。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めているが、外国人旅行者の利便性及び満足度の向上に向け、受入環境整備の促進、支援を積極的に図っていくことが必要である。

- (1) 外国人旅行者が多く集まる観光地等において、外国人の誰もが利用しやすい無料の公衆無線LANや多言語で観光情報を提供するツールとしてのデジタルサイネージの整備が図られるよう、国自らがその導入を進めるとともに、都が提供する無料 Wi-Fi サービスとの連携を図ること。また、東京 2020 大会の開催を見据え、各地域に対しての重点的な支援を行うこと。
- (2) 外国人旅行者への免税販売に関して、事業者等への普及啓発などを通じて 免税店舗の拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図る こと。

- (3) 汎用性・機能性が高い公共交通機関等の共通パスの発行・普及に向け、外国人旅行者の移動の利便性を高める「割引共通フリーパス」について、民間事業者の取組・連携を促進するとともに、外国人旅行者へのPR等による普及促進を行うこと。
- (4) 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を行うこと。

2 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省·経済産業省・観光庁) (都所管局 産業労働局)

「キャッシュレス・消費者還元事業」の実施期間を延長するとと もに、中小・小規模事業者へ普及啓発の強化を図ること。

<現状・課題>

我が国は、少子高齢化や人口減少に伴う労働者人口減少の時代を迎え、生産性向上は喫緊の課題である。キャッシュレス化の推進は、毎年増加する訪都外国人の利便性向上、インバウンド消費の拡大、ひいては都内経済の活性化に寄与する一方、企業の観点からは、キャッシュレス化によるレジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

こうした中、国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引等の支援(「キャッシュレス・消費者還元事業」)を実施する。

しかし、事業実施期間は、消費税率引上げ後の令和元年10月1日から東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。) 開催前までの9か月間であり、東京2020大会後も見据えた着実な浸透を目指すためには、事業実施期間を延長するとともに、中小・小規模事業者への普及啓発の強化が必要である。

- (1) 中小・小規模事業者に対する決済端末等の導入費用や決済手数料の補助期間を現行の9か月間から延長すること。
- (2) 中小・小規模事業者に対する決済手数料の補助率を引き上げること。
- (3) 中小・小規模事業者が円滑にキャッシュレス化を図れるようセミナーや導 入機器のアドバイスを行うなど、普及啓発を強化すること。
- (4) キャッシュレス化の一層の推進が図られるよう観光関連の業界団体に対し 働きかけること。

参考

<キャッシュレス・消費者環元事業の概要>

● 実施期間

令和元年10月より9か月間(令和2年6月まで)

● 条件

補助期間中、本制度を利用する中小・小規模事業者に対し、3.25%以下の手数料率

- 支援内容
 - (1)消費者への還元

中小・小規模事業者向け支援⇒ 消費者還元率 5 % フランチャイズ等向け支援⇒ 消費者還元率 2 %

(2)決済端末等の導入補助

中小・小規模事業者向け支援⇒ 端末費用補助 10/10

(国 2/3、決済事業者 1/3 負担)

(3)決済手数料の補助

中小・小規模事業者向け支援⇒ 手数料補助 1/3

- 対象加盟店
 - 一部の例外業種を除き、原則全ての業種が対象
- 対象決済手段

クレジットカードのみならず、電子マネーや QR コード決済も対象

3 多文化共生社会の実現に向けた総合的な方針の策定

(提案要求先 総務省・法務省) (都所管局 生活文化局)

国は、多文化共生社会の実現に向けた総合的・体系的な方針を定め、国、地方自治体、受入企業、在住外国人支援団体等の役割を明確にし、外国人の受入環境整備のために必要な施策を推進すること。

<現状・課題>

国内の在住外国人数は273万人を超え、地域における定住化も進んでいる。都内の在住外国人は全国の約21%にあたる約56万8千人で(平成30年12月末現在)、都民の約4%を占めるに至っており、とりわけ東京に集住している。平成31年4月から出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(以下、「改正入管難民法」という。)が施行され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も控え、都内の在住外国人の一層の増加や定住化が見込まれる中で、外国人が地域社会の中で安心して生活し、かつ都市の活力を支える人材として活躍することができる環境の整備が必要である。

現在、都は、平成28年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、外国人による起業等の活躍に対する支援に加え、医療・福祉・学校教育等において在住外国人の支援を行っている。また、東京都国際交流委員会、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等と連携し、東京における新たな多文化共生社会の実現に向けた取組を進めている。

一方、国においては、平成18年の総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定以降、在住外国人全般に関する方針・計画が策定されていない。外国人を取り巻く状況がその後大きく変化し、改正入管難民法も施行されたことから、国は、現状を踏まえた新たな総合的・体系的な方針を策定する必要がある。さらに外国人の受入れに当たっては、外国人が地域社会で自立した生活を円滑に送るための基礎的な日本語能力の習得や日本社会に対する理解等、国が主体となって果たすべき役割を責務として明らかにした上で、地方自治体、受入企業、外国人支援団体等、在住外国人に関わる各主体の役割を明確にするとともに、この方針に基づき必要な施策を講ずる必要がある。

- (1) 国は在住外国人を取り巻く今日的な状況を踏まえ、中長期的な視点から、 多文化共生施策に関する総合的・体系的な方針を定め、国の責務、地方自治 体の役割、受入企業や在住外国人支援団体等の民間の様々な主体の役割を明 確にすること。
- (2) 上記に基づき、国は、全ての在住外国人が安全・安心に暮らし、社会の担い手として活躍できるよう、多様な外国人が集住する東京の特性も踏まえ、 都内自治体や在住外国人支援団体等への財政支援を含め、必要な環境整備を 進めること。

参考

- (1) 在住外国人数(全国)
 - 2, 731, 093人
 - ※法務省統計「在留外国人」(平成30年12月末現在)
- (2) 在住外国人数(東京都)

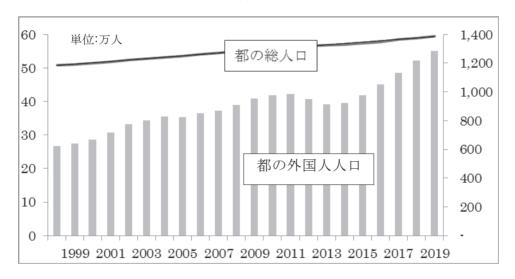
551,683人

[国籍別外国人数上位8]

• 中国	213,	767人
・韓国・朝鮮籍	97,	573人
・ベトナム	36,	227人
・フィリピン	33,	219人
・ネパール	27,	290人
・米国	18,	508人
・インド	12,	130人
・ミャンマー	10,	395人

※東京都総務局統計「外国人人口」(平成31年1月1日現在)

(3) 在住外国人人口の推移(東京都)



8 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省·経済産業省) (都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の 支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、未来投資戦略 2018 (平成 3 0 年 6 月 1 5 日閣議決定) において「ベンチャー支援強化」を掲げており、今後は、下記の措置を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制の対象となる特定中小会社の要件緩和や投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する税制措置を講じること。

9 中小企業者の円滑な資金調達の推進

(提案要求先 内閣府·経済産業省) (都所管局 産業労働局)

中小企業者の資金調達に支障が生じないよう、金融円滑化のための万全な措置を講じること。

- (1) 創業者向け保証制度について、個人事業者が法人成りする場合でも利用可能となるよう、要件緩和を図ること。
- (2) セーフティネット保証制度(5号)について、対象業種を的 確に指定するなど適切な運用を行うこと。

<現状・課題>

景気は緩やかな回復基調にあるとは言え、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

平成30年4月より、中小企業の経営改善・生産性向上に一層繋げていくため、 新たな信用補完制度の運用が開始されているが、中小企業・小規模事業者の資金 繰りに影響を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

とりわけ、経営状況が比較的不安定な創業期において、創業間もない個人事業者が、創業後に会社を設立(いわゆる法人成り)した場合には、創業者向けの保証制度が利用できなくなる状況にあり、創業支援の更なる充実が求められる。

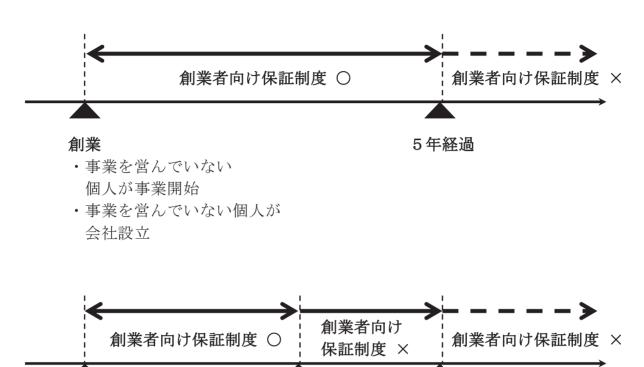
また、セーフティネット保証制度(5号)については、平成26年3月に平時の運用への移行が図られたが、信用補完制度の見直しにおいて別枠の保証が維持されたことから、本制度は業況が悪化している中小企業者が経営の安定を図る上で有効な支援であり、引き続き適切な活用が必要である。

<具体的要求内容>

中小企業者の資金調達に支障が生じないよう、金融円滑化のための万全な措置を講じること。

- (1) 個人事業者が法人成りした場合であっても、事業実績が個人事業者として の創業から通算して5年未満であれば、創業者向け保証制度が利用可能とな るよう要件緩和を図ること。
- (2) 中小企業者を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度(5号)について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

(参考) 創業後の信用保証制度の利用(例)について



事業を営んでいない 個人が事業開始

3年経過

・法人成り

5年経過

10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制

度改善【最重点】

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省) (都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産 基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な 都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や 高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深 刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善 の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」 に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措 置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地や屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付し市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

参考

都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産
- 東京都の農地の6割が、市街化区域 内に存在、そのうち3/4以上が生産 緑地
- 10年間で約900haの市街化区域内 農地が減少
- 〇 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担



現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 〇 市街化区域内で農地を保全する制度
- ・ 固定資産税は農地課税
- 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田 園住居地域を除く)

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

〇都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと

- ・農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
- ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
- 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

11 ウメ輪紋ウイルス (プラムポックスウイルス)

の緊急防除

(提案要求先 農林水産省) (都所管局 産業労働局)

- (1) PPVの根絶に向け、必要な人員、予算を確保すること。
- (2) PPV防除の強化対策を確実に実施すること。

<現状・課題>

平成21年4月、特定重要病害虫として国内への侵入が警戒されていたウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス。以下「PPV」という。)が、東京都青梅市内のウメにおいて初確認された。

その後、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町、足立区、昭島市、小平市及び東久留米市においてもPPV感染樹が確認されたため、農林水産省は緊急防除を実施してきたが、その完了が見込めないことから、平成26年12月、緊急防除に関する省令等を改正し、防除期間を令和3年3月まで延長した。

加えて平成27年4月からは、青梅市において、PPV根絶の早期化を図るための強化対策を実施するとともに、平成28年3月には、根絶確認の精度を高める観点から農林水産省消費・安全局長通知の改正により、調査手法が見直された。

しかし、都管内においては、国の人員が不十分であることに加え、予算が計画的に確保されないため、根絶確認調査や感染植物の伐採が滞るなど、緊急防除の終息の目途が立っていない。

また、青梅市においては強化対策を実施しているが、新たな感染樹が確認されるなど、いまだに根絶には至っていない。

ついては以下のことを要求する。

- (1) PPVの根絶に向けて緊急防除を完了させるため、必要な人員、予算を確保すること。
- (2) PPV根絶の早期化を図るため、強化対策を確実に実施すること。

12 ライフ・ワーク・バランスの推進【最重点】

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・経済産業省) (都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を 図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援 や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働 き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援 策を合わせて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働に繋がる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるにあたって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行されている。中小企業の施行は、大企業の適用時期から1年先であるが、経営基盤が脆弱である中小企業が円滑に準備を進め、実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、生産性向上に向けた支援も必要である。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2020年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス、都ではライフ・ワーク・バランスとして推進)に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につな

がる商慣行の是正も必要である。

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。
- (2)全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き 方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、 育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施 策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働 に繋がる短納期の発注の抑制など、長時間労働に繋がる商慣行の是正に向け た取組を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるにあたって、 事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引 の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

参考

(1) 働き方改革関連法の概要(労働時間法制の見直し)

	主な改正項目	施行日		
土な以上切口		大企業	中小企業	
	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日	
労働基準法	年次有給休暇の付与義務	2013 1),1 H		
70 网色平10	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日	
	フレックスタイム制の拡充			
	高度プロフェッショナル制 度の新設			
労働時間等 設定改善法	勤務間インターバル (努力義 務)	2019年4月1日		
労働安全衛	労働時間の客観的な把握			
生法	産業医・産業保健機能の強化			

(2) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(2010年)数値目標 (抜粋)

(内閣府男女共同参画局)

		(門衛州万女六門多國州)
数値目標設定指標	現状(直近の値)	2020年
労働時間等の課題について労 使が話し合いの機会を設けて いる割合	52.8%	全ての企業で実施
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.2%	5 %
年次有給休暇取得率	47.6%	7 0 %
メンタルヘルスケアに関する 措置を受けられる職場の割合	60.7%	100%
短時間勤務を選択できる事業 所の割合(短時間正社員制度 等)	14.8%	29%
第1子出産前後の女性の継続 就業率	38.0%	5 5 %
自己啓発を行っている労働者 の割合	43.3% (正社員) 16.4% (非正社員)	70% (正社員) 50% (非正社員)
男性の育児休業取得率	2.30%	13%

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省) (都所管局 産業労働局)

東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、 テレワークの導入が促進されるよう、普及啓発や企業への支援策な どを拡充すること。また、テレワークが適切に実施されるよう、ガ イドライン等の普及啓発を図ること。

<現状・課題>

テレワークは情報通信技術を活用し時間と場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、育児や介護など家庭と仕事の両立や通勤混雑の緩和等に資することから、働き方改革の有効な手法として期待されている。

国においては、東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、7月 22日 (月) から 9月 6日 (金) の期間を「テレワーク・デイズ 2019」として実施する。

都においては、交通需要マネジメント (TDM)、テレワークと時差 Biz など新たなワークスタイルと企業活動の東京モデルを「スムーズビズ」と称し、東京 2020大会のレガシーとして、広く社会に普及していくことを目指している。そのため、企業のテレワークの導入が促進されるよう、企業のステージにあわせた支援など施策を強化することとしている。

一方、雇用型テレワークにおいては、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能な一方、労働時間の管理が難しい、仕事と仕事以外の切り分けが難しい、長時間労働になりやすい等の課題がある。このため、適切な労務管理がなされるよう、平成30年2月「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の普及を図り、適切な労務管理がなされるよう推進していくことが重要である。

また、自営型テレワークについては、契約に係る紛争を未然に防止し、良好な 就業形態とするために、「自営型テレワークの適切な実施のためのガイドライン」 の普及啓発等を図ることが必要である。

- (1) 東京 2020 大会に向けて、テレワークの活用が進むよう、テレワーク・デイズの取組などテレワークの気運醸成を強化すること。
- (2) 家庭と仕事の両立や通勤混雑緩和にも資するテレワークの活用が進むよう、中小企業をはじめ、企業のテレワーク導入を促進するための支援策を 拡充すること。
- (3) 企業のテレワークの導入にあたり適切に労務管理がなされるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。
- (4) 自営型テレワークについて、契約に係る紛争を未然に防止し適切な実施が

されるよう、ガイドラインの普及啓発等を図ること。

13 非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する非正規労働者が円滑に正規雇用に転換できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 非正規労働者の待遇改善に向け必要な措置を講ずるとともに、 改正労働者派遣法等の関係法令が遵守されるよう、周知徹底を 図ること。
- (3) 同一労働同一賃金の実現に向けた働き方改革関連法の施行に あたっては、周知の徹底と適切な運用を図ること。

<現状・課題>

非正規労働者をめぐっては、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題が指摘されている。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成 28 年 1 月)により非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を強力に推進しており、これまでも助成金の拡充等を図っている。

また、都においても、キャリアアップ助成金に対する上乗せ助成金により正規 雇用転換の促進に努めてきたところであり、平成30年度からは、転換後の計画的 な育成の支援など安定化や定着に取り組んでいる。

しかし、非正規雇用労働者は依然として多く、人手不足による人材の確保等から企業の正規雇用転換の取組は進んでいるものの、引き続き正規転換の促進や転換後の定着などに努めていく必要がある。

一方、これまで、非正規労働者に関するセーフティネットの構築として、社会保険(健康保険、厚生年金等)の適用基準の緩和、改正育児・介護休業法に伴う有期雇用労働者への適用の強化、改正労働契約法におけるいわゆる無期転換ルールの施行など、基準の緩和や法改正等が行われてきているが、これらの適切な適用や運用が重要である。

特に、派遣労働者については、改正労働者派遣法の施行から平成30年9月30日で3年を経過するため、派遣先事業所単位と派遣労働者個人単位の期間制限が適用となった。そのため、改正法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

また、平成30年6月には「働き方改革関連法」が成立し、パートタイム労働法 (パートタイム・有期雇用労働法に改正)、労働契約法、労働者派遣法の改正が、 2020年4月から施行(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は 2021年4月1日) される。

また、これに向けて、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」)が、平成30年12月28日に告示されている。

<具体的要求内容>

- (1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する 措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。
- (2) 有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた必要な措置を講ずること。

具体的には、社会保険や改正育児・介護休業法、いわゆる無期転換ルール (労働契約法第 18 条)等の適切な適用や周知啓発をはじめ、改正労働者派遣 法による派遣期間上限に関しての普及啓発及び法令遵守に向けた一層の取組 を行うこと。

(3) 非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けては、中小企業等が適切な対応をとれるよう、ガイドラインの普及啓発や具体的な助言を行うこと。

なお、派遣労働者については、派遣事業者に対して法制度の周知徹底を図るとともに、適切な運用が図られるよう指揮監督を行うこと。

参考

(国の動向)

- (1) 「正社員転換・待遇改善実現プラン」 (平成28年1月)
 - ・計画期間 平成28年度~平成32年度
 - ・具体的な取組事項((1)①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等) キャリアアップ助成金の活用促進(平成28年度~平成31年度継続的に実施)
- (2) 非正規雇用労働者の処遇改善につながる法改正・適用基準緩和等の動き
- ○社会保険の適用拡大
 - ・厚生年金・健康保険の加入対象の拡大(平成29年10月1日から) 週30時間以上働く人に加え、従業員501人以上の会社で週20時間以上働 く人なども加入対象(平成29年4月1日からは、労使で合意がなされた場 合、従業員500人以下の会社でも社会保険の加入対象が拡大)
- ○改正育児・介護休業法(施行:平成29年1月1日)
- ・有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること、子が2歳になるまでの 間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く
 - \rightarrow 子が 1 歳 6 か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと
- ○無期転換ルールの適用(労働契約法第18条 施行:平成25年4月1日)
 - ・無期労働契約への転換(平成30年4月1日から本格適用)

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換

- ○改正労働者派遣法 (施行:平成27年9月30日)抜粋
 - ・より分かりやすい派遣期間規制への見直し

派遣先事業所単位の期間制限:派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは原則3年を上限とする

派遣労働者個人単位の期間制限:派遣先の同一の組織単位における同一の 派遣労働者の受入れは3年を上限とする

(3) 働き方改革関連法の概要等

- ○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(パートタイム労働法(パートタ イム・有期雇用労働法に改正)、労働契約法、労働者派遣法の改正)
 - ・ 見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、 どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにす ることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにする。

- ・ 見直しの内容
 - ① 雇用形態による不合理な待遇差をなくすための規定の整備
 - ② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化
 - ③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き(行政 ADR)の規定の整備
 - 施行日 2020年4月1日
 - ※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日
- ○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に 関する指針(同一労働同一賃金ガイドライン)

(厚生労働省告示第 430 号 平成 30 年 12 月 28 日)

・正社員 (無期雇用フルタイム労働者) と非正規雇用労働者 (パートタイム労働者・派遣労働者) との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

14 障害者の就業支援策の一層の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法の「指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の充実を図ること。
- (3) 民間企業の法定雇用率 2. 3パーセントへの引き上げを見据 えて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を 講ずること。
- (4) 週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援策 を講ずること。

<現状・課題>

都における平成30年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、1.9 4パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.2パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

また、障害者の雇用においては、雇用されても離職する例が多く、職場定着の 支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援 も課題となっている。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法における差別禁止と合理的配慮義務にかかる「指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わり、民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられることや、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が広がることを見据えて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、将来的に週20時間以上の就労を目指す、週20時間未満でしか働けない方に対する支援策が必

要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、差別禁止や合理的配慮の規定の施行に伴う指針の周知徹底などを行うこと。
- (2) 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業は、特に知的障害者や精神 障害者の一般就労を促進するにあたり効果的であることから、充実を図り つつ継続して実施すること。
- (3) 改正障害者雇用促進法により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加され、また、民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられることも見据えて、精神障害者の雇用を含めた中小企業への理解促進や事業主に対する支援策を講ずること。
- (4) 中小企業に対し、週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に関する理解促進、受入れ体制づくり等必要な支援を実施すること。

参考

【民間企業の雇用者数(東京)】

平成30年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	
平成25年度 (対前年比)	116, 167. 0 (2. 9%)	24, 148. 5 (10. 2%)	8, 929. 5 (33. 6%)	
平成26年度 (対前年比)	119, 984. 0 (3. 3%)	26, 803. 0 (11. 0%)	11,097.5 (24.3%)	
平成 2 7 年度 (対前年比)	123, 058. 5 (2. 6%)	29, 361. 0 (9.5%)	13, 558. 5 (22. 2%)	
平成28年度 (対前年比)	125, 448. 0 (1.9%)	31, 712. 0 (8. 0%)	16, 410. 0 (21. 0%)	
平成29年度 (対前年比)	127, 568. 5 (1. 7%)	33, 996. 5 (7. 2%)	19, 400. 0 (18. 2%)	
平成30年度 (対前年比)	131, 700. 5 (3. 2%)	37, 022. 5 (8. 9%)	25, 071. 0 (29. 2%)	

※雇用者数(人)はカウント数

15 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強 化

(提案要求先 内閣官房・総務省・外務省・厚生労働省・経済産業省) (都所管局 水道局・政策企画局)

水道事業の国際展開が着実に実施できるよう、体制及び制度の整備等の必要な措置を図ること。

<現状・課題>

東京都水道局は、どのような水質にも対応できる浄水処理技術を持ち、漏水率 3パーセント、料金徴収率99.9パーセントなど、世界トップレベルの水道システムを築き上げてきている。

世界的な水問題への対応など、我が国の技術に対する期待が高まる中、これまで培ってきた技術を生かし、日本企業の海外展開を後押しするとともに、途上国の水道事情の改善に貢献するため、国際展開に取り組んできた。

国際展開を着実に推進するためには、各国のニーズや事業に係るリスクを十二分に把握しつつ、海外での事業展開に当たっての戦略と戦術を練り上げて推進することが重要である。

また、水道事業には、浄水場や水道管路など大規模な施設が必要であり、その整備や改善に長い時間と多くの資金が必要となる。特に途上国では水道事業体の財政基盤が脆弱なため、事業化に当たり資金の補助が必要である。

これまで、国においても取組が進められてきたが、今後も国際展開を着実に実施していくには、引き続き、効果的な制度の整備等に取り組むことが必要である。

- (1) 政策金融支援の改善、公的保証制度の拡充を図ること。
 - 特に、地方自治体の国際展開支援に資するよう、円借款の運用条件緩和など、タイド条件が適用できるODAを戦略的に展開し、日本企業への受注につながるような事業推進を図るとともに、プロジェクト組成に係る経費への支援を行うこと。
- (2) より効果的な海外情報の収集・提供や、トラブル、災害・テロ発生時における調整・対処など、引き続き、地方自治体の海外での事業展開の積極的な支援を行うこと。

参考

【DAC諸国の政府開発援助実績(2016年)】

(単位:百万ドル)

支出総額ベース					(単位:白万トル) 支出純額ベース			
順位	国名	実績	構成比 (%)	対前年比 (%)	順位	国名	実績	対前年比 (%)
1	米国	35,121	22.3	10.7	1	米国	34,412	11.1
2	ドイツ	26,819	17.0	35.8	2	ドイツ	24,736	37.9
3	英国	18,204	11.5	-2.5	3	英国	18,053	-2.7
4	日本	16,808	10.7	11.8	4	日本	10,417	13.2
5	フランス	11,742	7.4	7.3	5	フランス	9,622	6.4
6	イタリア	5,159	3.3	27.2	6	イタリア	5,087	27.1
7	オランダ	5,145	3.3	-11.6	7	オランダ	4,966	-13.3
8	スウェーデン	5,014	3.2	-30.1	8	スウェーデン	4,894	-31.0
9	スペイン	4,672	3.0	159.7	9	ノルウェー	4,380	2.4
10	ノルウェー	4,403	2.8	2.3	10	スペイン	4,278	206.3
11	カナダ	3,974	2.5	-8.0	11	カナダ	3,930	-8.1
12	スイス	3,664	2.3	1.1	12	スイス	3,582	1.5
13	オーストラリア	3,281	2.1	-6.2	13	オーストラリア	3,278	-6.2
14	デンマーク	2,521	1.6	-5.4	14	デンマーク	2,369	-7.7
15	ベルギー	2,348	1.5	18.8	15	ベルギー	2,300	20.8
16	韓国	2,320	1.5	16.3	16	韓国	2,246	17.3
17	オーストリア	1,642	1.0	23.4	17	オーストリア	1,635	23.6
18	フィンランド	1,060	0.7	-19.0	18	フィンランド	1,060	-17.7
19	アイルランド	803	0.5	11.7	19	アイルランド	803	11.7
20	ポーランド	689	0.4	47.9	20	ポーランド	663	50.4
21	ニュージーランド	438	0.3	-0.8	21	ニュージーランド	438	-0.8
22	ポルトガル	392	0.2	10.9	22	ルクセンブルク	391	7.8
23	ルクセンブルク	392	0.2	8.0	23	ギリシャ	369	54.4
24	ギリシャ	369	0.2	54.4	24	ポルトガル	343	11.4
25	チェコ	260	0.2	30.8	25	チェコ	260	30.8
26	ハンガリー	199	0.1	28.0	26	ハンガリー	199	28.0
27	スロバキア	106	0.1	24.8	27	スロバキア	106	24.8
28	スロベニア	81	0.1	28.5	28	スロベニア	81	28.5
29	アイスランド	59	0.0	47.3	29	アイスランド	59	47.3
	DAC諸国計	157,682	100.0	10.2		DAC諸国計	144,956	10.2

出典: DAC統計(DAC Statitics on OECD.STAT)
(注)
・四拾五入の関係上、合計が一致しないことがある。
・卒業国向け援助を除く。
・ハンガリーは2016年に加盟。
・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

【DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス】

= 2	アンタ	*1	*1 部分アンタイド		(利果額へ一人、単位: / タイド ^{*2}	
国名	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
オーストラリア	100.0	100.0	-	-	-	-
ギリシャ	100.0	34.5	-	-	-	65.5
アイスランド	100.0	100.0	-	-	-	-
アイルランド	100.0	100.0	-	-	-	-
ノルウェー	100.0	100.0	-	-	-	-
英国	100.0	100.0	-	-	-	-
カナダ	100.0	100.0	-	-	0.0	-
オランダ	99.7	92.8	0.1	0.3	0.2	6.8
スウェーデン	99.7	93.3	0.3	1.0	0.0	5.7
イタリア	99.2	98.8	0.0	0.2	0.8	1.0
デンマーク	99.1	100.0	-	-	0.9	-
ルクセンブルク	98.2	98.0	-	-	1.8	2.0
ドイツ	98.0	97.9	-	-	2.0	2.1
ニュージーランド	n.a.	97.2	n.a.	-	n.a.	2.8
スイス	97.1	97.5	-	-	2.9	2.5
フランス	96.6	97.4	-	-	3.4	2.6
スロベニア	95.2	32.2	-	-	4.8	67.8
ベルギー	94.9	95.0	-	-	5.1	5.0
スペイン	93.3	79.4	0.1	-	6.6	20.6
日本	86.2	82.3	-	-	13.8	17.7
スロバキア	77.0	69.9	9.2	2.3	13.8	27.8
オーストリア	72.5	47.6	-	-	27.5	52.4
米国	65.9	56.4	-	-	34.1	43.6
韓国	62.3	58.0	0.0	0.3	37.7	41.7
チェコ	55.2	59.3	-	-	44.8	40.7
ポルトガル	44.6	34.1	-	-	55.4	65.9
ポーランド	35.6	32.7	-	-	64.4	67.3
フィンランド	5.2	92.8	-	-	94.8	7.2
ハンガリー	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
DAC諸国平均	84.6	80.6	0.0	0.0	15.3	19.4

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)
(注)
・国名はアンタイドの比率の高い順。
・四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。
・ハンカリーは2016年に加盟。
・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出。

*1 実施するプロジェクトに必要な材及びサービスの調達先を特定の国に限定しない資金協力。 *2 実施するプロジェクトに必要な材及びサービスの調達先を特定の国に限定する資金協力。

※2017年版 開発協力白書より

16 情報通信網の維持管理に対する支援

(提案要求先 総務省) (都所管局 戦略政策情報推進本部)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備後の後年度負担 に対し、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が99.2%に達する基本インフラであるが、都内島しょ部においては、人口規模が小さく、採算面等から民間事業者による整備が進んでこなかった。

このような状況を改善するため、都では本土と各島との通信確保のための海底 光ファイバーケーブルを、各村では島内ネットワークであるFTTH網をそれぞ れ整備することとし、都内島しょ部におけるブロードバンド環境の改善を進めて いるところである。

現在までに、都では、平成22年度に小笠原、平成28年度に神津島、御蔵島、平成29年度に新島、式根島の通信基盤の整備を完了しており、これにより、利島、青ヶ島以外の各島では、超高速ブロードバンドの利用が開始され、多方面における利活用が進んでいる。また、残る利島、青ヶ島においても国の財政支援が得られることとなったことから、平成31年度内の利用開始に向け、通信基盤整備を進めているところである。海底光ファイバーケーブル等の通信基盤施設の設置に対しては国の財政支援がなされ整備が進んだところであるが、当該施設は島しよ地域の継続的な発展に大きく寄与していくものであることから整備後も確実に維持管理していくことが不可欠である。

国は、制度整備や通信環境整備の維持管理に対する支援などを行い、条件不利 地域においても、将来にわたり安定した通信環境を維持できるように適切に対応 する必要がある。

<具体的要求内容>

超高速ブロードバンド環境整備後の後年度負担が大きく、運営自治体の財政を 圧迫する要因となることから、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービス 制度の適用対象とすることなど、後年度負担の軽減に向けた十分な支援策につい て早期に実現を図ること。

17 伊豆·小笠原諸島周辺海域における中国漁船の 領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・防衛省) (都所管局 産業労働局・総務局)

- (1) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都の伊豆諸島、小笠原諸島は、日本の広大な排他的経済水域を支えており、 漁業はこうした島しょ地域の基幹産業である。しかしながら、平成26年9月から平成27年1月にかけて、伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に多数の中国漁船と みられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法 な宝石さんご漁業を行うという由々しき状態が続いた。こうした行為は、明確な 領海侵犯である。

平成27年3月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で実施した調査によると、中国 漁船の漁網が海底に残存していることや、違法操業による宝石さんごや底生生物 への影響が確認された。

また、多数の大型漁船による違法操業により、漁場への長期的な影響が懸念されることから、都では、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を実施している。

その後は海上保安庁や水産庁による取締りの効果もあり、中国漁船の違法操業は確認されていないものの、本年2月に母島沖の排他的経済水域内で、宝石さんご漁業に使用する網を所有している中国漁船が海上保安庁の停船命令に従わずに逃走する事件が発生している。

引き続き以下のとおり要求する。

- (1) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、 領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するために 必要なあらゆる対策を、引き続き実施すること。
 - 特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な措置を講じること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を 回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き講じること。

18 職場における女性の活躍を推進する雇用就業 施策の充実【_{最重点}】

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を 行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を 図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立したところである。

<具体的要求内容>

(1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。具体的には、中小企業における女性の職域拡大に向けて、女性用のトイレや更衣室の設置など、職場内で女性が能力発揮し活躍できる環境整備に対して支援を行うこと。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク事業の充実強化など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策を一層充実すること。

19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・農林水産省・経済産業省) (都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャンス・ナビ2020」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)の開催は、東京そして日本に世界の注目が集まるとともに、様々なビジネスチャンスが生み出されるなど、全国の産業が飛躍を遂げる絶好の機会である。

東京都は、都内はもとより全国の中小企業等にこうしたビジネスチャンスを波及させていくため、東京商工会議所及び東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施している。

その取組の一貫として、都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に 集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月 より運営しており、このサイトを全国の事業者が活用することにより、受注機会 の拡大やビジネスパートナーの開拓につなげている。

さらに、平成30年8月には、ウェブによる見本市を新たに設け、本サイトに登録している企業の製品やサービスを紹介するなど、販路開拓の支援を強化している。

本サイトを含む中小企業世界発信プロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション&レガシープラン 2018」や、国の「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられている。

また、組織委員会をはじめとする東京都の外郭団体も順次、電子入札システムとして活用を開始しており、都としても今後一層の活用促進を図るとともに、東京 2020 大会とその先を見据え、民間企業同士の受発注取引の活性化も進めていく。

日本全体の経済の活性化を図るためには、このサイトへの登録・案件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「中小企業世界発信プロジェクト」を都と連携して推進していくこと。
- (2) 特に、その取組の一環である「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参考

<中小企業世界発信プロジェクトの概要>

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援など、 中小企業の更なる飛躍に向け、以下の取組を展開する。

① ビジネスチャンス・ナビ2020

東京 2020 大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

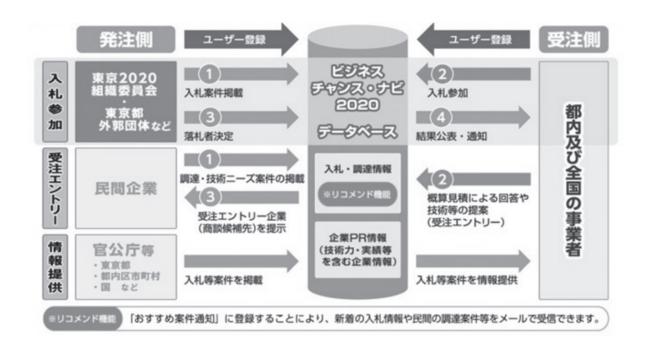
<組織委員会や国における位置づけ>

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2018 アクション一覧(抜粋) 東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告(平成30年5月)(抜粋)

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

【ビジネスチャンス・ナビ2020の概要】



20 国内の水道事業体への支援

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 水道局)

課題を抱える国内中小水道事業体等への支援を行うに当たって、 新たな財政措置の創設を図ること。

<現状・課題>

全国に約1,400ある上水道事業者のうち、給水人口10万人未満の小規模自治体が8割以上を占めており、こうした自治体では職員が平均10人程度であることに加え、技術職員の占める割合も大規模な自治体に比べると低く、施設管理等に係る負担も大きくなっている。

水道事業が抱えるこのような課題に対し、厚生労働省では、水道の基盤の強化に向け、適切な資産管理の推進や、広域連携、官民連携の推進等を掲げた水道法の改正案を第196回国会に提出し、第197回国会において参議院及び衆議院で可決され、成立している。

こうした動きを踏まえ、公益社団法人日本水道協会関東地方支部においては、 平成29年8月から首都圏水道事業体への支援事業を進めてきている。しかしな がら、この取組を今後本格的に展開していく上で必要となる、事業体相互の支援 を後押しする国による枠組み等が現在ない状況である。

<具体的要求内容>

大規模な水道事業者が中小水道事業体等に対して、原水水質の悪化や施設の老 朽化対策、経営基盤強化等の支援を実施するに当たり、国は、事業者相互の支援 を促進する新たな財政措置の創設に取り組むこと。

21 企業による保育施設設置への支援

(提案要求先 内閣府) (都所管局 産業労働局)

「企業主導型保育事業」を活用した保育施設について企業の需要に 応じた適切な対応を図るとともに、大都市の実情を踏まえた助成内容 の支援を行うこと。

<現状・課題>

保育所の待機児童解消を図り、仕事と子育てとの両立を後押しするためには、 多様な保育サービスの提供が不可欠であり、「企業主導型保育事業」による保育 施設設置は、その有効策の一つである。

国は、「子育て安心プラン」による平成30~32年度末までの32万人の保育の整備目標のうち6万人を本事業で整備する方針としているが、都内企業の需要については、引き続き注視していく必要がある。

また、東京は地価や賃借料が地方と比べ高額であり、施設を設置する上で大きな課題となっている。

現行の「企業主導型保育事業」の助成制度では、整備費は地域区分に応じた助成額が設定されているものの、賃借料については定員区分に応じて全国一律の加算額が設定されており、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

32年度以降についても引き続き企業の需要に応じ、適切に整備を進めること。

また、厚生労働省による「保育対策総合支援事業費補助金」では、保育所等の安定的な運営に資するため、平成29年度より「都心部における保育所等への賃借料支援事業」を実施し、賃借料の実勢価格と賃借料加算の収入額が乖離している地域の保育所等についてその乖離分の補助を行うこととしている。

企業主導型保育事業助成金についても、同様に、賃借料加算額を見直し、大 都市の実情に応じた助成内容に充実すること。

22 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 厚生労働省・経済産業省) (都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を 実施すること。

<現状・課題>

景気回復による企業の採用活動の活発化や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い労働力の需要が高まる中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。

また、人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や 技能承継に支障を来しているという状況もある。

さらに、国による新たな在留資格の創設等により外国人材の受入れ拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中 小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に 関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を 深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介 事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有 する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図るこ と。
- (3) 外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図ること。
- (4) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や 労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。

23 高齢者の就業を推進するための支援の充実

(提案要求先 厚生労働省) (都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、 高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高 齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進す ること。

<現状・課題>

東京都における 65 歳以上の求職者(都内ハローワーク)は年々増加しているが、 平成 29 年度における就職率は 26.8% (東京労働局) に留まっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、さらに高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、平成30年「高年齢者雇用状況報告書」(平成30年11月東京労働局)によると、都内の従業員31人以上の企業のうち、66歳以上になっても継続して働ける企業は2割程度であることから、高齢者の継続雇用に向けた企業への支援を充実させることも必要である。

- (1)都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、 高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、教育・訓練のプロ グラムや職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図るこ と。
- (2)企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、 企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、情報提供や相談 支援などを充実させること。
- (3)65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。